

発税務第4209-1号

平成30年12月6日

(2018年)

一般社団法人 日本旅行業協会

会長 田川 博己 様

金沢市長 山 野 之 義

(公印省略)

### 宿泊税の導入に関する周知について（依頼）

日頃より、金沢市政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、金沢市では、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る費用に充てるため、平成31年4月1日から宿泊税を導入することとしました。

つきましては、別紙のとおり、本市宿泊税に関する周知文章等をお送りいたしますので、貴協会会員の皆様へご周知くださいますよう、何卒お願いいたします。

**【担 当】**

金沢市総務局税務課（諸税係：飯田）

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2147 FAX：076-220-2154

Mail：zeimu@city.kanazawa.lg.jp

発税務第4209-2号

平成30年12月6日

(2018年)

一般社団法人 日本旅行業協会

会員 各位

金沢市長 山 野 之 義

(公印省略)

### 金沢市における宿泊税の導入について（依頼）

日頃より、金沢市政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、金沢市では、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る費用に充てるため、平成31年4月1日から宿泊税を導入することとしました。

つきましては、別紙「金沢市宿泊税の概要」等をご参照の上、金沢市内の宿泊施設をお取り扱いの際には、お客様への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

**【担 当】**

金沢市総務局税務課（諸税係：飯田）

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2147 FAX：076-220-2154

Mail：zeimu@city.kanazawa.lg.jp

# 金沢市宿泊税の概要

## (1) 目的

金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

## (2) 納める方（納税義務者）

金沢市内に所在する次の宿泊施設へ宿泊される方

- ・ 旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所
- ・ 住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の届出をして事業を営む住宅

## (3) 税率

1人1泊について

- ・ 宿泊料金が2万円未満のもの 200円
- ・ 宿泊料金が2万円以上のもの 500円

※ 宿泊料金に含まれるもの

宿泊者の方が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額  
(素泊まり料金とそれにかかるサービス料等)

※ 宿泊料金に含まれないもの

飲食代、消費税等の租税、立替金等

## (4) 納める方法

宿泊料金の支払いに応じて、宿泊施設へ納付します。

※ 宿泊事業者（特別徴収義務者）が金沢市に申告及び納入を行います。

## (5) 課税開始

平成31年4月1日の宿泊分から

## (6) その他

宿泊税に関する情報は、ホームページにて掲載しています。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13060/syukuhaku/syukuhakutop.html>

※ 検索エンジンを利用される場合は、「金沢市 宿泊税」とご入力ください。

# 平成31年4月1日より 金沢市では 宿泊税を 導入します。

Starting April 1<sup>st</sup>, 2019,  
Kanazawa City Will Introduce  
an Accommodation Tax

宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高め、  
市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために使われます。

The money collected through the accommodation tax will be used to improve the city's historic, traditional and cultural appeal, encouraging sustainable tourism that coexists in harmony with the everyday lives of the city's residents.

金沢市内の宿泊施設<sup>\*1</sup>に、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。宿泊料金の支払い方法に応じて、宿泊施設へお支払いください。

宿泊料金 <sup>*2</sup> (1人1泊)	税率
20,000円未満	200円
20,000円以上	500円

<sup>\*1</sup> 宿泊施設とは、旅館業の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅のことをいいます。

<sup>\*2</sup> ここでいう宿泊料金とは、素泊まり料金とそれにかかるサービス料などのことをいい、食事代などは含みません。

The new tax will apply to guests staying at overnight accommodations<sup>1</sup> within Kanazawa City, with the exception of overnight guests staying for free. Guests will be taxed by their overnight accommodations in accordance with their lodging fees. The tax will be the same rate regardless of payment type.

Price of Lodging <sup>2</sup> (per person per night)	Tax Rate
Less than ¥ 20,000	¥200
¥ 20,000 or more	¥500

<sup>1</sup> "Overnight accommodations" refers to any hotel, ryokan inn or simple lodging that has received authorization under the Inns and Hotels Act, or any home that operates a private lodging business ("minpaku") registered under the Private Lodging Business Act.

<sup>2</sup> "Price of lodging" refers to the price of only an overnight stay and the service fees involved, and does not include meals or other additional services.

【お問い合わせ】

受付時間 / 平日午前9時～午後5時45分

金沢市総務局税務課

TEL/076-220-2147 FAX/076-220-2154

Email:zeimu@city.kanazawa.lg.jp

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13060/syukuhaku/syukuhakutop.html>



金沢市  
宿泊税  
導入



平成31年4月1日より